

伊 教 生 第 2 0 3 号

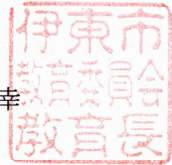
令 和 2 年 8 月 7 日

宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会

理事長 森 篤 様

伊東市教育委員会

教育長 高橋 雄幸



「文化財保存活用地域計画」の早期策定について（回答）

晩夏の候、ますます御清祥のことと、お喜び申し上げます。

日ごろから本市の文化財保護行政に格別の御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

令和2年7月16日付け文書にて提言をいただきました標記の件につきまして、別紙のとおり回答します。

以 上

（担当）

伊東市生涯学習課文化・スポーツ係

〒414-8555

伊東市大原二丁目1番1号

電話 32-1963 FAX 37-8117

別紙

「文化財保存活用地域計画」の早期策定について

文化財保存活用地域計画につきましては、今後計画性をもって作成していく方針であります。

御承知のとおり、本市では令和元年度と令和２年度の２か年で江戸城石垣石丁場跡保存活用計画を作成し、令和３年度から同計画の運用を開始いたします。

本市の文化財保存活用地域計画は、江戸城石垣石丁場跡保存活用計画とその運用状況を考慮したものにしたいと考えておりますので、文化財保存活用地域計画作成の着手につきましてはお待ちくださいますよう、お願いいたします。

※文化財保護法第１８３条の３第１項の記述に合わせて、上記回答では文化財保存活用地域計画は「策定」ではなく「作成」と記載させていただきましたので、御了承ください。

文化財保護法第１８３条の３第１項

市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。